

訪問介護重要事項説明書

年 月 日現在

1 公益社団法人岐阜市シルバー人材センターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名 公益社団法人岐阜市シルバー人材センター

所在地 岐阜市鶴田町3丁目7番地4

介護保険事業者番号 訪問介護 2170100586

サービスを提供する地域 岐阜市内

サービス提供責任者 3名

(2) サービスの提供時間帯

時間帯

平日 7:00～19:00

土・日・祝日 7:00～19:00

2 当センターが提供するサービスについての相談・苦情窓口

電話 240-1245 (月～金曜日 8時45分～17時30分)

担当 安江 稔子

その他、シルバー人材センター以外に市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

岐阜市役所介護保険課

電話 265-4141 介護保険課

平日(月～金) 8:45～17:30

12月29日～1月3日除く

岐阜県国民健康保険団体連合会

電話 275-9826 苦情相談係

平日(月～金) 9:00～17:00

12月29日～1月3日除く

※ ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助
- ・入浴介助
- ・排泄介助
- ・清拭
- ・体位変換
- ・その他

(2) 生活援助

- ・買い物
- ・調理
- ・清掃
- ・洗濯
- ・その他

(3) その他のサービス

- ・介護相談
- ・その他

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの訪問介護を利用する場合は、原則として介護負担割合証に応じた額となります。ただし、介護保険からの給付の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。

【料金表－基本料金・昼間－】

	20分未満	20分 ～30分未満	30分以上 ～1時間未満
身体介護	166単位	249単位	395単位
		45分未満	45分以上
生活援助		182単位	224単位

1単位 10.42円

注1 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

注2 やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

初回加算	2,000円（1割負担）
------	--------------

※ 初回加算は、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、訪問介護員と訪問介護を行う際に同行訪問をした場合に加算させていただくこととなります。

(2) 交通費

前記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) その他

お客様のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様のご負担になります。

毎月、10日前後に前月分の請求をいたします。

お支払い方法は、契約書のとおり銀行引き落としです。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用方法

まずは、お電話等でお申込ください。当センターの職員がお伺いします。

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、契約に沿ったサービスを開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

ア お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

イ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所された場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）・要支援1・2と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

ウ その他

- ・ センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、又はお客様やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合には、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービスの利用者負担金の支払期限から30日以上遅延し当該料金を支払うよう催告したにもかかわらず、支払期限から45日以内に支払われない場合、又はお客様やその家族が当センターや当センターの訪問介護員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合には、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当センターの訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

介護される高齢者は、自身の身体の機能等の状態を理解して介護サービスを受けたいと望んでおられます。

当センターの訪問介護員は概ね60歳以上の者が占めているため、利用者とサービス提供者の意思の疎通がたやすくはかれ、利用者の思いを十分汲み取ったきめ細やかなサービスの提供を心がけています。

又、訪問介護員には、定期的に介護技術研修会を実施して、サービスの向上を期してまいります。

(2) サービスの利用のために

	備 考
ア 訪問介護員の変更の可否について	変更を希望される方はお申し出下さい
イ 男性ヘルパーの有無について	希望される方はお申し出下さい

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打合せにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援センター等への連絡をいたします。

8 情報開示について

当事業所は、お客様の求めに従って、お客様ご自身に関する情報（ご利用者記録・サービス提供記録・その他）を開示しております。遠慮なくお尋ねください。

ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、ご本人様のご了解を得てからの情報提供になります。あらかじめご了承ください。